

## 社会福祉法人ひしの美会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 ひしの美会(以下「当法人」という)定款第八条および第二一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費及びその他実費相当額を支払うことができる。

(改 廃)

第 4 条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。